

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	配布日時	平成22年7月27日
資料配布		14:00

件名	公共物への落書きは犯罪です。 —工事中の京奈和自動車道で『落書き』を発見—
----	--

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●今月中旬、工事中の京奈和自動車道紀北東道路東池高架橋の橋脚に落書きがされているのを発見しました。 ●落書きは明らかに悪質なイタズラ行為であり、犯罪行為です。 ●和歌山河川国道事務所では警察に被害届を提出しました。 ●また、再発防止のためのチラシを工事現場周辺の町内会の掲示板等に貼らせていただくなど、地元の協力も得ながら、より安全で良好な工事現場の管理を行います。
----	--

取り扱い	—
------	---

配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ
------	---

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 副 所 長 藤 本 善 博 建 設 監 督 官 難 波 啓 祐 TEL 073-424-2471 (代)
--------	---

工事中の京奈和自動車道での落書きについて

1. 概要

今月中旬、工事中の京奈和自動車道紀北東道路東池高架橋の橋脚2基にカラスプレーで落書きがされているのを発見しました。

落書きは明らかに悪質なイタズラ行為であり、犯罪行為です。

和歌山河川国道事務所では警察に被害届を提出しました。また、再発防止のためのチラシを工事現場周辺の町内会の掲示板等に貼らせていただくなど、地元の協力も得ながら、より安全で良好な工事現場の管理を行います。

【発見された落書き】



【参 考】

落書きは犯罪行為であり、道路法等の法律により罰せられます。

○道路法第43条（抜粋）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

○道路法第100条（抜粋）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第四十三条の規定に違反した者

○刑法第261条（器物損壊罪）（抜粋）

前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2. お願い

公共物への落書きは、景観を損ない、その消去に多大な費用を要します。また、工事中の現場は非常に危険ですので立ち入らないようお願いいたします。